

プロローグ

2006年12月の教育基本法の改正に始まり、教員免許状更新制度は2007年6月の改正教育職員免許法の成立により、2009年4月1日から導入された。更新制度導入までの流れについてはすでに論じているのでここでは割愛する(佐々木 a 1-5)(佐々木 b 97-101)。そして、2022年5月11日に「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、2022年7月1日から教員免許更新制度は解消された。

わずか10数年で解消された教員免許状更新制度とは一体何であったのか。筆者は実際にこの制度の講師を2009年度より務めたことから、その実務を通じた知見等についても整理しておきたい。

1 教員免許状更新制度

文部科学省ホームページの「教員免許更新制」ではこの更新制度の目的が次のように記載されている。

教員免許更新制は、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

※ 不適格教員の排除を目的としたものではありません。

(文部科学省 a)

当初、この更新制度はまさしく「不適格教員の排除」がその根底にあっ

て勧められてきたが、実際にこれを制度化することができなかった。そのため全教員を対象としたものへと様相が変化したといったも過言ではない。教員免許状更新講習は2つの領域で30時間以上の受講が必要となるものだ。当初は以下のような内容であった。

(1) 必修領域 (12 時間以上)

- ・ 学校を巡る近年の状況の変化
- ・ 教員としての子ども観、教育観等についての省察
- ・ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見
(特別支援教育に関するものを含む。)
- ・ 子どもの生活の変化を踏まえた動向等
- ・ 学習指導要領に改訂の動向等
- ・ 法令改正及び国の審議会の状況等
- ・ 様々な問題に対する組織的対応の必要性
- ・ 学校における危機管理上の課題

(2) 選択領域 (18 時間以上)

- ・ 幼児、児童又は生徒に対する指導の課題

その後、2016年4月より内容の一部見直しが行われ、3つの領域で30時間以上の受講が必要となった。文部科学省 HP「教員免許更新制の概要」として次のように発表されている。

(1) 必修領域 (6 時間以上)

全ての受講者が受講する領域

(2) 選択必修領域 (6 時間以上)

受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域

(3) 選択領域 (18 時間以上)

受講者が任意に選択して受講する領域（文部科学省 b）

それぞれの領域の内容については以下の通りとなる。

（１）必修領域

- ・国の教育政策や世界の教育の動向
- ・教員としての子ども観、教育観等についての省察
- ・子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見
（特別支援教育に関するものを含む。）
- ・子どもの生活の変化を踏まえた動向等

（２）選択必修領域

- ・学校を巡る近年の状況の変化
- ・学習指導要領に改訂の動向等
- ・法令改正及び国の審議会の状況等
- ・様々な問題に対する組織的対応の必要性
- ・学校における危機管理上の課題
- ☆教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む）
- ☆進路指導及びキャリア教育
- ☆学校、家庭並びに地域の連携及び協働
- ☆道徳教育
- ☆英語教育
- ☆国際理解及び異文化理解教育
- ☆教育の情報化（情報通信技術（ICT）を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む）等）
- ☆この中から、学校種・免許種等に応じて選択（6時間）

（３）選択領域

幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題

講習内容の領域については法令で定められているが具体的な内容は各講習を実施する開設事業所に任されることになる。しかし、教員免許状更新講習のそもそもの目的である「定期的に最新の知識技能を身に付けること」は担保しなければならないだろう。

2 教員免許状更新講習の有り様

教員免許状更新制度でいつも取り上げられるのは講習を受ける教員のことである。教員の多忙化の中、30時間の講習を受講すること、受講に際して費用がかかること、さらに10年研修と更新講習の違いなどがよく言われるところだ。

ここで取り上げたいことは講習をする側の問題である。更新講習を開講するのは一体どこなのかということだ。教員免許状更新制度が導入されるにあたり、文部科学省で説明があったが、筆者は教務部長として出席した。その時会場には関東地方の大学関係者が集まっていた。その時に文部科学省の説明では教職課程を開講している大学は教員免許状更新講習を開講するようと強い口調での説明があった。フロアからは「開講は義務なのか」という質問があったが、文部科学省からは「強制ではなく強いお願いです」との発言があったことは印象的だった。フロアがざわめいた。教職課程を認定するのは文部科学省であり、フロアにいる側はすべて文部科学省から認定を受けた教職課程を設置している大学等が集まっていたからだ。文部科学省 HP「3. 教員免許更新制の導入」には以下のような項目の掲載がある。

3. 免許更新講習の在り方

免許更新講習については、教員免許状が課程認定大学における所要の単位修得等により授与されるものであることを踏まえつつ、受講機会を幅広く確保する観点から、課程認定大学が開設する講習のほか、大

学の関与や大学との連携協力のもとに都道府県教育委員会等が開設する講習等も、対象とすることが適当である。いずれの場合も、実施主体からの申請に基づき、一定水準以上にあることを国が認定するなど、講習の質の確保に留意する必要がある。また、以下に述べるような免許更新講習の内容・方法を考慮すると、課程認定大学が実施する場合でも、学校や教育委員会等の協力や参画を求めるなど、できる限り学校現場の実態等に即した講習が行われるよう工夫することが必要である。(文部科学省 c)

文部科学省が開設を考えている以下の通りとなる。

- 1 課程認定大学
- 2 都道府県教育委員会
- 3 1と2の連携

教職課程を持つ大学は卒業生のアフターケアという意味合いもあろうが、当局から強く言われれば、「開講しない」と言い難いのもまた事実である。また、現場教員が免許状の更新を必要とする人数や各地域における更新講習開講数の関係が一致するのかどうかは講習開講校では把握することはできない。筆者が勤務する大学の所在地の市内では更新講習開講は3校である。当初は本務校には同じ敷地に短期大学幼児教育学科があるため、大学と共同で教員免許状更新講習を開講した。当初はこの2大学だけであったが、その後もう1大学が加わった。受講者が多いのは初等教育の学校種である。幼稚園教諭・小学校教諭向けの講習は申し込みが殺到していた。

開講年には埼玉県教育委員会や市内教育委員会から大学として更新講習を開講するかどうかの問い合わせがあったものの、連携等の話は一切なかった。むしろ、開講するのが当然という口調で、何人受け入れてく

れるのかを知りたいといったことだった。各都道府県には国立大学法人があり、埼玉県であれば、埼玉大学が中心となる。しかし、市内にある大学は数も限られている。講習者はどこで受講してもよいことになっている。なにも卒業校で受講しなければならないというわけではない。そのため概ね受講者は2つの条件で講習校を選択しているようだ。

- 1 住所地の近辺
- 2 勤務校の近辺
- 3 その他

「3 その他」は久しぶりなので、出身大学で受講したい、あるいは自分が希望する分野を優先させるなどがある。すべての講習を同じ事業所、同じ年に受講してなくてもよく、複数年掛けて規定の時間数を満たしてもよいのだ。また、中学・高等学校の教員免許状では教科に関係なく受講できる講習と教科に特化されたものがある。受講生が現役の教員であるということが講師にとってもプレッシャーを感じるころだ。中には学生の出身高校の先生も受講生になっている場合もあり、こちらが力量を試される場面も当然出てくるのだ。

講習開講大学として概ね抱えた問題として以下のようなことがある。

- (1) 開講時期
- (2) 教室と受講人数
- (3) 講師の手配と講習の数
- (4) 講習期間の運営等

「(1) 開講時期」は大学全体の年間計画もあるが、受講者が少しでも受講しやすい時期に設定するしかないだろう。本務校では8月のお盆休みを少し早めに繰り上げ、8月3週目に6日間で30時間の講習

をこれまで実施していた。月曜日から金曜日、あるいは水曜日～金曜日一月曜から火曜日と言った具合にその年のカレンダーにより若干こととなるが、ほぼ毎年同じ時期に実施していた。

「(2) 教室と受講人数」についてはいわゆる必修の講座は幼・小・中・高が共通となるため、ここが最大人数となるため、教室との関係から人数も自ずと上限が決まってくることになる。講習後はその日の最後の時間に確認の試験もあるため、座席は最初から1つおきに座ることになるため、160人収容の教室であれば、80人がひとつの募集人数となる。

「(3) 講師の手配と講習の数」については、本務校では大学と短期大学が共同して行っているため、大学と短期大学で教職課程を担当している専任教員を中心に、その専門性に合わせて該当する教員に講師を依頼する形式をとった。夏休みの期間だけにこれも12月頃から手配する必要がある。文部科学省への申込期間もあるためだ。また、大学全体の年間計画とも大きく影響し、依頼する講師のスケジュールを抑える必要もある。本務校の場合には全くの外部委託はなかったため、この点は比較的大きなトラブルはなかったが、この講習ができる教員も限られてしまうため、講座を複数担当せざるを得ない場合も生じ、講師を担当する教員の負担も大きかった。

「(4) 講習期間の運営等」は本務校では教職センターが中心に行った。

受講生のネームタグの用意、座席表

出席確認表の作成と朝の受付

必要な教材等の配布

試験の実施 等

夏休み中のことであるため、必要に応じて教職課程履修の学生にアルバ

イトを募集し、準備段階から教員免許状更新講習の運営に携わってもらった。運営には講習の募集を HP などで行き、申込書類の確認や受講資格者かどうかを確認しなければならない。また、受講料は事務局会計課などと連携しながら確認し、関係する教室などの施設についても機材等などの再チェックもしなければならない。午前・午後にまたがる講習だけに食堂は営業しないまでも、食事のとれる場所として食堂を開放するなど、直接講習とは関係のないところまで配慮が必要だ。

夏期休暇中のこの講習により、通常であれば 16 時くらいで業務終了となるところが、講習担当の部署や事務局などは 18 時くらいまでが業務になってしまう。少なからず社会貢献としてこの教員免許状更新講習を行っているわけだが、運営するとなれば本来の業務とは異なった内容となるだけに負担も大きかった。

講習料はとるものの、だいたいの大学も同等程度のものであり、いわゆる利益を求めて行っているわけではないため、講習を運営する側もまた大きな負担を負っていたことは何ら問題としてあげていないことは残念なところだ。

3 筆者が担当した講習の内容

筆者は免許更新制度が始まった 2009 年度より廃止されるまで、毎年講師を務めて来た（2020 年度は COVID-19 の影響により講習を中止）。担当した講習はおもに 3 つに分類できる。

「英語教育にかかわる指導力の向上」

2009 年度～2019 年度

「小学校英語の教科化に向けて」

2020 年度～2021 年度（2020 年度は COVID-19 の影響により中止）

「豊かな人間性をはぐくむ指導力の向上」(国際理解)

2015年度～2021年度(2020年度はCOVID-19の影響により中止)

講習の講師として求められるものは教職課程の担当者であること、さらに該当する講習内容を扱えることが大きな条件となろうだろう。担当講師の業績書などを文科省へ提出するわけではないため、開講する大学の見識も問われることとなる。筆者の場合には中学校・高等学校の英語科の教員免許状を取得し、実際に中学1年生～高校3年生まで現場で教えていた実務経験もある。教職課程の担当者としては語学の科目以外にも、英語科教育法、英語文学(英米文学史)、国際文化交流、総合的な学習の時間の指導法なども担当している。

では具体的にどのような内容を扱ってきたのかを、当時配布していた資料からその概要を紹介しておきたい。なお、2020年度はCOVID-19の影響により中止となったが、すでに資料を作成していたため、ここでは取り上げることにする。資料の大項目の目次だけを紹介しておきたい。

「英語教育にかかわる指導力の向上」

2009年度

- 1 英語科 区分「英米文学」の位置付け
- 2 教員免許更新講習の意義
- 3 英国史と英文学史
- 4 米国史と米文学史
- 5 シェイクスピアの名台詞
- 6 日本における英文学受容史
- 7 アニメを通じた国際文化交流

2010年度

- 1 英語科 区分「英米文学」の位置付け
- 2 教員免許更新講習の意義
- 3 英国史と英文学史
- 4 米国史と米文学史
- 5 アニメを利用した英語教材研究
- 6 ファンタジー文学の行方—文学と科学—
- 7 気になる言葉

2011年度

- 1 英語科 区分「英米文学」の位置付け
- 2 教員免許更新講習の意義
- 3 英国史と英文学史
- 4 米国史と米文学史
- 5 アニメを利用した英語教材研究

2012年度

- 1 英語科 区分「英米文学」の位置付け
- 2 教員免許更新講習の意義
- 3 英国史と英文学史
- 4 米国史と米文学史
- 5 マンガ／アニメを利用した英語教材研究
- 6 英語になった日本語

2013年度

- 1 英語科 区分「英米文学」の位置付け
- 2 教員免許更新講習の意義
- 3 英国史と英文学史
- 4 米国史と米文学史

- 5 マンガ／アニメを利用した英語教材研究
- 6 教科書に漫画が、、、
- 7 英語になった日本語

2014 年度

- 1 英語科 区分「英米文学」の位置付け
- 2 教員免許状更新講習の意義
- 3 英国史と英文学史
- 4 米国史と米文学史
- 5 シェイクスピア生誕 450 年
- 6 マンガ／アニメを利用した英語教材研究
- 7 教科書に漫画が、、、
- 8 英語になった日本語
- 9 グローバル化に対応した英語教育改革実施計画（2014 年 12 月 13 日）

2015 年度

- 1 英語科 区分「英米文学」の位置付け
- 2 教員免許状更新講習の意義
- 3 英国史と英文学史
- 4 米国史と米文学史
- 5 シェイクスピア生誕 450 年
- 6 マンガ／アニメを利用した英語教材研究
- 7 英語になった日本語
- 8 マララ・ユフスザイ

2016 年度

- 1 英語科 区分「英米文学」の位置付け

- 2 教員免許状更新講習の意義
- 3 英国史と英文学史
- 4 米国史と米文学史
- 5 シェイクスピア没後 400 年
- 6 マンガ／アニメを利用した英語教材研究
- 7 英語になった日本語
- 8 マララ・ユフスザイ

2017 年度

- 1 英語科 区分「英米文学」の位置付け
- 2 教員免許状更新講習の意義
- 3 英国史と英文学史
- 4 米国史と米文学史
- 5 英語の名文・名句紹介
- 6 マンガ／アニメを利用した英語教材研究
- 7 英語になった日本語
- 8 マララ・ユフスザイ
- 9 ボブ・ディランのノーベル賞受賞コメント
- 10 気になる表現 「天下り」

2018 年度

- 1 英国史と英文学史
- 2 米国史と米文学史
- 3 マンガ／アニメを利用した英語教材研究
- 4 英語になった日本語
- 5 マララ・ユフスザイ
- 6 ボブ・ディランのノーベル賞受賞コメント
- 7 ノーベル文学賞受賞、カズオ・イシグロ

8 2018年は人造人間200年

2019年度

- 1 イギリス文学史とイギリス文化史
- 2 アメリカ文学史とアメリカ文化史
- 3 マンガ／アニメを利用した英語教材研究
- 4 英語になった日本語
- 5 マララ・ユフスザイ
- 6 ボブ・ディランのノーベル賞受賞コメント
- 7 ノーベル文学賞受賞、カズオ・イシグロ

「小学校英語の教科化に向けて」

2020年度

- 1 イギリス文学史とイギリス文化史
- 2 アメリカ文学史とアメリカ文化史
- 3 マンガ／アニメを利用した英語教材研究
- 4 英語になった日本語
- 5 マララ・ユフスザイ

2021年度

- 1 イギリス文学史とイギリス文化史
- 2 アメリカ文学史とアメリカ文化史
- 3 マンガ／アニメを利用した英語教材研究
- 4 英語になった日本語
- 5 マララ・ユフスザイ

「豊かな人間性をはぐくむ指導力の向上」(国際理解)

2015 年度

- 資料 1 国力を構成するパワーの概念図
- 資料 2 外務省 HP「よくある質問集 文化外交」
- 資料 3 クール政策
- 資料 4 Nation Brand
- 資料 5 Good Country Index
- 資料 6 鈴木絢子「クールジャパン戦略の概要と論点」
- 資料 7 中村伊知哉「ポップカルチャー政策概論」
- 資料 8 『映像等コンテンツの制作・活用による地域振興のあり方に関する調査報告書』
- 資料 9 外務省：ポップカルチャー専門部会『『ポップカルチャーの文化外交における活用』に関する報告書』
- 資料 10 オタクツーリズム関係の新聞記事
- 資料 11 経済産業省「コンテンツ産業の現状と今後の方向性」
- 資料 12 『せかいでいちばんつよい国』(The Conquerors)
- 資料 13 専門用語の解説
- 資料 14 関連年表（ポップカルチャー関係・戦後を中心に）

2016 年度

- 資料 1 国力を構成するパワーの概念図
- 資料 2 外務省 HP「よくある質問集 文化外交」
- 資料 3 クール政策
- 資料 4 Nation Brand
- 資料 5 Good Country Index
- 資料 6 鈴木絢子「クールジャパン戦略の概要と論点」
- 資料 7 中村伊知哉「ポップカルチャー政策概論」
- 資料 8 『映像等コンテンツの制作・活用による地域振興のあり方に関する査報告書』

- 資料 9 外務省：ポップカルチャー専門部会『『ポップカルチャーの文化外交における活用』に関する報告書』
- 資料 10 「クールジャパンって何だっけ？」
- 資料 11 オタクツーリズム関係の新聞記事
- 資料 12 経済産業省「コンテンツ産業の現状と今後の方向性」
- 資料 13 『せかいでいちばんつよい国』(The Conquerors)
- 資料 14 専門用語の解説
- 資料 15 葛飾北斎『女濤図』(1845) 上町祭屋台天井絵
- 資料 16 関連年表 (ポップカルチャー関係・戦後を中心に)

2017 年度

- 資料 1 国力を構成するパワーの概念図
- 資料 2 外務省 HP「よくある質問集 文化外交」
- 資料 3 クール政策
- 資料 4 Nation Brand
- 資料 5 Good Country Index
- 資料 6 鈴木絢子「クールジャパン戦略の概要と論点」
- 資料 7 中村伊知哉「ポップカルチャー政策概論」
- 資料 8 『映像等コンテンツの制作・活用による地域振興のあり方に関する調査報告書』
- 資料 9 外務省：ポップカルチャー専門部会『『ポップカルチャーの文化外交における活用』に関する報告書』
- 資料 10 「クールジャパンって何だっけ？」
- 資料 11 オタクツーリズム関係の新聞記事
- 資料 12 経済産業省「コンテンツ産業の現状と今後の方向性」
- 資料 13 『せかいでいちばんつよい国』(The Conquerors)
- 資料 14 専門用語の解説
- 資料 15 葛飾北斎『女濤図』(1845) 上町祭屋台天井絵

- 資料 1 6 リオデジャネイロ・オリンピック
- 資料 1 7 ハロウィン
- 資料 1 8 関連年表

2018 年度

- 資料 1 国力を構成するパワーの概念図
- 資料 2 外務省 HP「よくある質問集 文化外交」
- 資料 3 クール政策
- 資料 4 Nation Brand
- 資料 5 Good Country Index
- 資料 6 鈴木絢子「クールジャパン戦略の概要と論点」
- 資料 7 中村伊知哉「ポップカルチャー政策概論」
- 資料 8 『映像等コンテンツの制作・活用による地域振興のあり方に関する調査報告書』
- 資料 9 外務省：ポップカルチャー専門部会『『ポップカルチャーの文化外交における活用』に関する報告書』
- 資料 1 0 「クールジャパンって何だっけ？」
- 資料 1 1 オタクツーリズム関係の新聞記事
- 資料 1 2 『せかいでいちばんつよい国』(The Conquerors)
- 資料 1 3 専門用語の解説
- 資料 1 4 葛飾北斎『女濤図』(1845) 上町祭屋台天井絵
- 資料 1 5 リオデジャネイロ・オリンピック
- 資料 1 6 オリンピック&パラリンピック小史
- 資料 1 7 関連年表

2019 年度

- 資料 1 国力を構成するパワーの概念図
- 資料 2 外務省 HP「よくある質問集 文化外交」

- 資料 3 クール政策
- 資料 4 Nation Brand
- 資料 5 Good Country Index
- 資料 6 鈴木絢子「クールジャパン戦略の概要と論点」
- 資料 7 中村伊知哉「ポップカルチャー政策概論」
- 資料 8 『映像等コンテンツの制作・活用による地域振興のあり方に関する調査報告書』
- 資料 9 外務省：ポップカルチャー専門部会「『ポップカルチャーの文化外交における活用』に関する報告書」
- 資料 10 「クールジャパンって何だっけ？」
- 資料 11 オタクツーリズム関係の新聞記事
- 資料 12 『せかいでいちばんつよい国』(The Conquerors)
- 資料 13 専門用語の解説
- 資料 14 葛飾北斎『女濤図』(1845) 上町祭屋台天井絵
- 資料 15 リオデジャネイロ・オリンピック
- 資料 16 オリンピック&パラリンピック小史

2020 年度

- 資料 1 リオデジャネイロ・オリンピック
- 資料 2 オリンピック&パラリンピック小史
- 資料 3 障害者の表現と障害者スポーツ
- 資料 4 国力を構成するパワーの概念図
- 資料 5 外務省 HP「よくある質問集 文化外交」
- 資料 6 クール政策
- 資料 7 Nation Brand
- 資料 8 Good Country Index
- 資料 9 鈴木絢子「クールジャパン戦略の概要と論点」
- 資料 10 中村伊知哉「ポップカルチャー政策概論」

- 資料 11 『映像等コンテンツの制作・活用による地域振興のあり方に関する調査報告書』
- 資料 12 外務省：ポップカルチャー専門部会『『ポップカルチャーの文化外交における活用』に関する報告書』
- 資料 13 「クールジャパンって何だっけ？」
- 資料 14 オタクツーリズム関係の新聞記事
- 資料 15 専門用語の解説
- 資料 16 『せかいでいちばんつよい国』(*The Conquerors*)
- 資料 17 葛飾北斎『女満図』(1845) 上町祭屋台天井絵

2021年度

- 資料 1 オリピック&パラリンピック小史
- 資料 2 障害者の表現と障害者スポーツ
- 資料 3 障害者及び障害者スポーツの表現の変遷年表（障害者関係の映画・ドラマ等を含む）
- 資料 4 “challenged”と“adapted sports”の定着度は
- 資料 5 国力を構成するパワーの概念図
- 資料 6 外務省 HP「よくある質問集 文化外交」
- 資料 7 クール政策
- 資料 8 Nation Brand
- 資料 9 Good Country Index
- 資料 10 鈴木絢子「クールジャパン戦略の概要と論点」
- 資料 11 中村伊知哉「ポップカルチャー政策概論」
- 資料 12 『映像等コンテンツの制作・活用による地域振興のあり方に関する調査報告書』
- 資料 13 外務省：ポップカルチャー専門部会『『ポップカルチャーの文化外交における活用』に関する報告書』
- 資料 14 「クールジャパンって何だっけ？」

資料 15 専門用語の解説

上記以外の資料として配布したものは講習で利用したパワーポイントを印刷したものがある。

筆者は毎年講習用のテキスト資料を作成し、受講者に配布した。これには3つの理由がある。

- 1 筆者自身が講習の内容をまとめるため、パワーポイントと同時に配布用の資料を作成し、講習の内容と資料が整合性のあるものとする。また、資料を作成することで自らの講習を記録すること。
- 2 受講者が受講後に講習内容を生かせるように資料として配布すること。また、受講後の修了試験でも講師が配布したものは利用してもよいため、活用できるようにしたこと。
- 3 受講者が免許状更新講習を受講したひとつのエビデンスの資料となること。(受講料の領収書などもエビデンスとなるが、)

講習の内容については次のような観点で構成した。

「英語教育にかかわる指導力の向上」

2009年度～2019年度

- ・2009年度～2017年度では教職課程における「英米文学」の位置づけと教員免許状更新講習の意義について取り上げた。
- ・2009年度から2018年度では「英国史(イギリス史)と英文学史(アイギリス文学史)」、「米国史(アメリカ史)と米文学史(アメリカ文学史)」では新しい流れや映画化された英米文学を紹介した。特に新しい映画化作品などを積極的に紹介した。
- ・2019年度では「イギリス文学史とイギリス文化史」「アメリカ文学史とアメリカ文化史」では新しい流れや映画化された英米文学を紹

介した。特に新しい映画化作品などを積極的に紹介した。

- ・独自の観点のものを設定（教材研究を特に意識したもの）
 - 2009年度 アニメを通じた国際文化交流
 - 2010年度～2011年度 アニメを利用した英語教材研究
 - 2012年度～2021年度 マンガ／アニメを利用した英語教材研究
 - 2012年度～2021年度 英語になった日本語(佐々木b 116・120)
(佐々木c 9・14)
 - 2013年度～2014年度 教科書に漫画が、、、
 - 2015年度～2021年度 マララ・ユフスザイ(佐々木b 110・115)
(佐々木c 4・9)
 - 2017年度～2019年度 ボブ・ディランのノーベル賞受賞コメント
 - 2018年度 2018年は人造人間200年
 - 2019年度 ノーベル文学賞受賞、カズオ・イシグロ

「小学校英語の教科化に向けて」

2020年度～2021年度（2020年度はCOVID-19の影響により中止）

- ・2020年度から2021年度では「英国史（イギリス史）と英文学史（アイギリス文学史）」、「米国史（アメリカ史）と米文学史（アメリカ文学史）」では新しい流れや映画化された英米文学を紹介した。特に新しい映画化作品などを積極的に紹介した。
- ・独自の観点のものを設定（教材研究を特に意識したもの）
 - 2020年度～2021年度 マンガ／アニメを利用した英語教材研究
 - 2020年度～2021年度 マンガ／アニメを利用した英語教材研究
 - 2020年度～2021年度 英語になった日本語

○2020 年度～2021 年度 マララ・ユフスザイ

英語に講習において筆者が最もこだわったものとしてはマンガやアニメを活用した英語教材研究である。おもに利用したマンガ、アニメ、又はこれに準じたものは以下の通りである（佐々木 d 118, 120-123）。

『ドラゴンボール』、『美少女戦士セーラームーン』『プリキュア』、
『遊戯王』、『仮面ライダー』、『鋼の錬金術師』、『聖闘士星矢』、『のだめカンタービレ』、『鬼滅の刃』、『名探偵コナン』等

外国で人気のあるものから、新しいものまで取り上げた。筆者は教材対象とすようなマンガの場合には日本語版と英語版を揃えている。また、2009 年度～2014 年度については紙媒体で使用した資料やパワーポイント資料なども CD 媒体で受講者に配布していたが、2015 年度以降は 2 領域となり、人数も激増したため、CD での配布を以降しなかった。

また教材研究ではオバマ大統領やトランプ大統領の演説はもちろん、マララ・ユフスザイの演説をはじめ、カズオ・イシグロ、ボブ・ディランのノーベル文学賞受賞スピーチやコメントなど、その時話題となったものも英文で紹介するように努めた。

- 1863 年 リンカーン大統領、奴隷解放宣言（ゲチスバーグで演説）
- 2009 年 オバマ大統領就任演説
- 2009 年 オバマ大統領のノーベル平和賞受賞演説
- 2013 年 マララ・ユフスザイの国連での演説
- 2014 年 マララ・ユフスザイのノーベル平和賞受賞演説
- 2016 年 カズオ・イシグロのノーベル文学賞受賞
- 2017 年 トランプ大統領就任演説
- 2017 年 ボブ・ディランのノーベル文学賞受賞

大統領の演説については「イギリス文学とイギリス文化史」のところで掲載した。2009年度はちょうど教員免許状更新講習が開始された年度でもあるだけに、2009年以降はできるだけ話題となったものは取り上げるように試みた。更新制度の目的には「最新の知識技能を身に付けること」とあり、その目的に合致している。なお、資料ではYoutubeなどで演説等が視聴できるサイトなども併せて紹介した。

講師として受講者に冒頭に内容の趣旨を伝えている。

ポイントを自分で設定してみよう？

- 1) 実際の授業で使える表現軸心に考えてみる
- 2) 英語圏文化についての興味を深めてみる
- 3) 児童・生徒が関心を寄せているものに目を向けてみる
- 4) 英語に拘らず、「総合的学習の時間」の教材の観点から考える

教材としての

マンガ/アニメ/ゲームのポイント

- 1 教員が興味・関心があるというよりは、児童・生徒にとって興味・関心のあるものを教材として利用できるか？
- 2 児童・生徒が触れたことのないもので、教材としてプラスになるようなものはないか？
- 3 発表や会話の題材に使えるか？

英文学のポイント

ヨーロッパで発生し、最終的にはイギリスにキリスト教伝来前の文化などを築いたケルト人の残したケルト文化を特に意識。
異界、妖精、魔法の存在、、、、

米文学史のポイント

フロンティア・スピリッツ以後は、アメリカン・ドリーム、ニュー・フロンティアとしての宇宙の存在、科学との共存など、伝統というよりは「社会の変革」を中心に。

英米の共通点

英国の場合には階級等から来る社会的格差身分の差、産業革命後は貧富の差。格差社会の実態。児童文学には顕著に現れる。孤児等の存在。
米国の場合には人種等から来る社会的格差。格差社会の実態。児童文学には顕著に現れる。孤児等の存在。
ファンタジーのハーフ・ブラッドのテーマは民族問題等、現実になると深い問題です。

英米文学と映画化

映画になった英米文学（児童文学・ファンタジーを中心に）を見ていきたいと思います。ネオ・ファンタジー、新しいファンタジーの考え方は、科学の存在を無視しては考えられません。

免許状更新講習の時には教室に展示なども行った。



2015年8月の展示（佐々木撮影）



2017年8月の展示（佐々木撮影）



2017年8月の展示（佐々木撮影）



2018年8月の展示（佐々木撮影）



2019年8月の展示（佐々木撮影）



2019年8月の展示（佐々木撮影）

「豊かな人間性をはぐくむ指導力の向上」（国際理解）

2015年度～2021年度（2020年度はCOVID-19の影響により中止）

・2015年度～2019年度

- 資料 1 国力を構成するパワーの概念図
- 資料 2 外務省 HP「よくある質問集 文化外交」
- 資料 3 クール政策
- 資料 4 Nation Brand
- 資料 5 Good Country Index
- 資料 6 鈴木絢子「クールジャパン戦略の概要と論点」
- 資料 7 中村伊知哉「ポップカルチャー政策概論」
- 資料 8 『映像等コンテンツの制作・活用による地域振興のあり方に関する調査報告書』
- 資料 9 外務省：ポップカルチャー専門部会「『ポップカルチャーの文化外交における活用』に関する報告書」
- 資料 10 「クールジャパンって何だっけ？」
- 資料 11 オタクツーリズム関係の新聞記事
- 資料 12 『せかいでいちばんつよい国』(The Conquerors)

・独自の観点のものを設定（横断的な内容のもの、一過性のもの）

- 2016年度～2020年度 葛飾北斎『女瀧図』(1845) 上町祭屋台
天井絵
- 2017年度～2020年度 リオデジャネイロ・オリンピック
- 2017年度 ハロウィン
- 2020年度～2021年度 オリンピック&パラリンピック小史
- 2020年度～2021年度 障害者の表現と障害者スポーツ
- 2021年度 障害者及び障害者スポーツの表現の変遷年表(障害者
関係の映画・ドラマ等を含む)
- 2021年度 “challenged” と “adapted sports” の定着度は

国際理解の分野では 2002 年に発表されたクール・ジャパン論を中心にしながらも、その時々で話題となったものを取り上げた。

- 2013年 東京オリンピック・パラリンピック招致決定
- 2015年 SDGs、国連サミットで加盟国の全会一致で採択
- 2016年 リオデジャネイロ・オリンピック
- 2018年 大阪万国博覧会開催決定
- 2020年 東京オリンピック・パラリンピック延期決定
- 2021年 東京オリンピック・パラリンピック開催
- 2025年 大阪万国博覧会

2009年 学習指導要領の改訂(高)

総合的な学習の時間

- (1) 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと
- (4) 問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること

総合的な学習、探求的な学習にさらに拍車がかかる！

マニュアル型ではなく、対応力のある人材養成へ。暗記ではなく、判断できる能力の育成へ。知識基盤社会は「知識」とあるものの、知識はあくまでも基盤であり、何が必要なのか、どれが適正なのかを判断する能力が問われる社会です。インターネット社会では検索能力ではなく、その先の獲得した情報がどのようなものなのか、信頼あるものなのかを判断することが求められる社会。

SDGs(2015)

SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称である。SDGsは2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標である。17の目標がある。

- ・ その目標とは地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っていることから、発展途上国に対する措置が大きい、人類共通のものがある。
- ・ 国連加盟国193国のすべてがこれに賛成して進められていることが最も重要なことではないかと考える。
- ・ 新科目「公共」でも扱えるのでは？

2016年のリオデジャネイロ・オリンピックでのフラッグ・オーバー・セレモニーや2020年の東京オリンピックでの開会式では日本のポップカルチャーが全面に押し出されたことに注目した。また、パラリンピックの考え方やマスコミでも大きく取り上げられない日本の障害者スポーツ

推進の先駆者である中村裕の功績についても取り上げた。初等中等教育における教科に収まらない内容を扱うことになり、むしろ、総合的な学習の時間での教材に成り得るのではないかと考えていた。

国内の事情でも注意すべきものがある。

2009年9月～2012年12月 民主党政権に交代

2013年 公職選挙法の改正（インターネットの選挙運動解禁）

2016年 公職選挙法の改正（18歳選挙権）

2022年 民法の改正（18歳成人）

2021年度の更新講習では実際の教育現場での変化も大きなものがあったことも以下のように紹介した。2020年はCOVID-19の影響により教育現場でも大きな混乱があったが、本来は以下のようなものが順調に推移しているべきものであった。

小学校英語の教科化(2020)

小学校3・4年生
外国語活動として英語の
必修化
小学校5・6年生
英語の教科化

プログラミングの必修化
(2020～2022)

小学校(2020年導入)
中学校(2021年導入)
高等学校(2022年導入)

講習の内容は筆者が担当する大学の講義「国際文化交流」や「ポップカルチャー論」をはじめ、「英語文学」「英語科教育法Ⅰ・Ⅱ」、「総合的な学習の時間の指導法」などで取り上げたものを再整理して、講習の内容に盛り込んだ。

4 教員免許状更新制度の廃止

2009年度に開始された更新制度であるが、開始された年には自由民主党から民主党へ政権が変わり、この更新制度もすぐに廃止されるのではないかという噂や憶測があり、最初の1～2年生は受講者が極端に少なかったことを覚えている。しかし、更新制度が実際に始まり、政権が変わっても廃止の動きがなかったことから、受講生が増えていった。

更新制度については当初から受講者側の立場から次のような問題点は指摘されていた。

- 1 なぜ教員免許状だけが更新制となるのか
- 2 10年研修のとの違い
- 3 費用が個人負担になること
- 4 30時間の講習を受けることの時間的な負担と多忙化

開講する事業所が抱える問題については概ね取り上げられることはない。現職の教員が受講できる期間は長期の休みの時が想定される。本務校では夏休みのお盆休み明けから8月下旬にかけて5日間を設定した。しかも人員的には通常の教職員だけでは対応ができないため、アルバイト(おもに教職課程履修者の学生)も必要となった。こうした開講事業所の抱える問題についてはほとんど取り上げていなかった。

中央教育審議会『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会(令和3年11月15日)では教員免許更新制度に対しても検証等が行われた。教員免許更新制の発展的解消ではこれまで大学の果たした役割について次のように述べている。

教員免許更新制導入後、大学を中心とする講習開設者は、様々な負担が存在する中であっても、創意工夫を凝らしつつ、免許状更新講習

を実施してきた。大学等の尽力なくして教員免許更新制は成立し得なかったものであり、大学等が教師の資質能力の向上に対して大いに貢献してきたことを多とするものである。

教員免許更新制は、教師の学びの機会の拡大、大学による教師の資質能力の向上に対する関与の拡大に貢献するとともに、良質な学習コンテンツの形成、免許状更新講習の経験を生かした養成段階の教育の充実など、一定の成果をあげてきた。(中央教育審議会 34)

受講者はどのような感じていたのであろうか

なお、文部科学省が、全国の現職教師に対して、令和3年度に行った調査によると、受講した直後の講習の内容面の満足度は、「満足」と「やや満足」の合計が過半であり、「不満」および「やや不満」はそれぞれ1割を下回っている。また、受講した講習は、最新の知識・技能を修得できる内容であったかという質問については、「そう思う」+「ややそう思う」と「あまりそう思わない」+「思わない」がそれぞれ半数程度となった。

一方で、受講した講習が現在の教育現場で役に立っているかどうかについて、全体では、役立っている」+「やや役立っている」と「どちらともいえない」、「あまり役立っていない」+「役立っていない」の3区分がそれぞれ3割前後に分散しており、講習の満足度に比して、教育現場において役立つかという観点の評価は厳しいものとなっている。これらの意見等を踏まえると、全体的な傾向として、一定の成果はあがっているものの、受講者から、現場で生かせるものとして講習内容が必ずしも評価されておらず、2. ②において後述する時間的・金銭的負担等を考慮すると、最新の知識技能の修得という教員免許更新制の趣旨に照らした成果が効率的に上がっていると判断することには慎重にならざるを得ない。同調査においても、免許状更新講習に対

する総合的な満足度は、「不満」が4割近くと最も高く、「やや不満」を含めると6割弱と過半数を占める一方、「満足」「やや満足」の合計は2割弱に留まっているところである。

また、社会的変化の速度向上と非連続化が生じている中であって、現代の社会の急激な変化に即応するという観点に立てば、10年に1度限られた期間に免許状更新講習を受講することで得られる成果は限定的になってきていると考えられる。(中央教育審議会 40-41)

このあたりは厳しい評価であるが、講習内容の設定をどう考えるかは、開設事業者側の問題であろう。

また、「講習開設者の負担について」の項目もあり、大学の果たしてきた役割もそうであるが、負担についてもまとめていることは評価できる。

検証ヒアリングの中では、講習開設者から、大学としての社会貢献、現職教員との信頼関係の確保、現職教員を通して学校現場の現状を知ることができること等にメリットを感じているものの、

- ・講習を担う教員の確保と必要な講習数の開設（特に必修領域については、専門性を有する教員に限られることから、一講習当たりの受講者数が多くなり、満足度が低くなる傾向があること）
- ・受講者の募集から修了証発行までの事務負担
- ・採算の確保（特に受講者が希望する少人数の講習を開講する場合には採算が取れない可能性があること）
- ・講習の内容に関する地元教育委員会との連携

に課題を感じているという報告があった。

また、文部科学省が、講習開設者に対して、令和2年度に行った調査によると、講習の開設が負担であると7割弱の講習開設者が考えている。また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う、免許状更新講習開設の際の負担について「運営に関わる教職員の負担が大きくなっ

た」と7割半、「経済的な負担が大きくなった」と2割半の開設者が回答している。今後、これまで通りに免許状更新講習を行っていききたいと回答した講習開設者が5割弱いる一方で、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、これまで通り続けていくのは難しい面があると回答した講習開設者が4割強いる状況にある。

講習開設者は、免許状更新講習の実施に当たって講習を担う教員の確保や事務負担などの負担を感じており、新型コロナウイルス感染症の影響でさらに負担が発生しているものと考えられる。(中央教育審議会 45)

2021年8月には当時の羽生田文部科学大臣から更新制度の廃止についての発言があり、同年11月15日の中央教育審議会特別部会で取り上げられたことが同日の報道で明らかになった。NHKのオンライン報道では次のように報じられた。

中教審「教員免許更新制」廃止求める “発展的な解消検討を”

2021年11月15日 19時53分

10年ごとに教員免許の更新が必要な「教員免許更新制」の見直しを議論してきた中教審＝中央教育審議会の特別部会は、現在の制度を廃止するよう求め、教員の研修受講履歴の管理などに取り組むことが適当だとする審議の結果をまとめ、末松文部科学大臣に報告しました。

「教員免許更新制」では、30時間以上の講習が必要で、教員への負担などが課題となり、中教審＝中央教育審議会の特別部会は、制度の見直しに向けた審議の結果をまとめ、15日に末松文部科学大臣に報告しました。

この中では、制度は一定の成果をあげてきたとしつつ、最新の知識技能の修得といった教員の資質能力の確保や、教員や管理職などの負担軽減、それに、人材確保を妨げないことを併せて実現するのは困難だ

と指摘しています。

そして、大きく変化する時代に、主体的に学び続ける教員が求められる中で、教員免許更新制は阻害要因になると考えざるをえないとしたうえで「発展的な解消の検討が適当」だとして、現在の制度を廃止するよう求めています。

また、資質能力の向上を担保するため、教員の研修受講履歴の管理や、必要な知識や技能の学習コンテンツの開発などに取り組むことが適当だとしています。

報告を受けた末松大臣は、教員免許更新制について「発展的解消の方向で進めていきたい。じっくり内部で協議し、よりよい形にもってきたい」と述べました。

文部科学省は、来年の通常国会での法改正を目指すことにしています。
(NHKa)

朝日新聞 digital でも次のように報じられた。

教員の学び 研修の充実・管理を 免許更新制は廃止 中教審報告

伊藤和行 2021年11月15日 19時30分

廃止が決まった教員免許更新制に絡み、文部科学相の諮問機関・中央教育審議会の部会は15日、教員研修を充実させる新たな仕組みを求める提言をまとめ、末松信介文科相に報告した。文科省は来年の通常国会で必要な法改正を行い、早ければ2023年度に新しい研修制度を始める予定だ。

提言は『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて」と題し、教員免許更新制を「発展的に解消」し、教員が主体的に学び続けるための研修の充実を求めた。具体的には、教員が受けた研修の履歴を任命権者の教育委員会や校長らが記録・管理できるシステムを導入し教師と話し合いながら研修を進めることや、オン

ラインを含めた研修を整理し提供する環境を整えることなどを求めた。提言を受けた末松文科相は「教員の働き方改革を進め、必要な学びの姿を求めていきたい」と応じた。

提言について文科省が 10 月に実施したパブリックコメントには 1126 件の意見が寄せられた。「教師の学びの可視化は不可欠」と歓迎する意見がある一方、「受講データが教員の管理・統制につながる」と危惧する意見もあった。部会の委員からは「押しつけではなく、教師自身が学びたくなる仕組み作りを」と注文があった。(朝日新聞 digital)

その後、末松文部科学大臣が 11 月 19 日の会見で 2022 年の通常国会で法令改正に臨みたいとの発言があった。実際に 2022 年 5 月 11 日の通常国会で教員免許状更新講習の廃止が決まった。NHK オンライン報道をはじめ、次のように報じられた。

教員免許更新制を廃止 廃止期日は 7 月 1 日 改正法成立

10 年ごとに教員免許の更新が必要な「教員免許更新制」を廃止し、来年 4 月から新たな研修制度を設ける改正法が 5 月 11 日の参議院本会議で、自民・公明両党や立憲民主党などの賛成多数で可決・成立しました。

改正教員免許法などでは教員免許更新制を廃止する期日をとし 7 月 1 日と定め、それ以降に有効期限を迎える免許を持つ教員は、講習の受講や更新の手続きが不要になるとしています。

一方、教員の資質の向上を担保するため、来年 4 月 1 日から新たな研修制度を設け、教育委員会に対し、校長や教員ごとに研修記録を作成することを義務づけ、記録に基づき指導や助言などを行うとしています。

改正法は、11 日の参議院本会議で採決が行われ、自民・公明両党や立憲民主党、日本維新の会、国民民主党などの賛成多数で可決・成立し

ました。

これを受けて文部科学省は、研修記録の内容や指導・助言の方法など、新たな研修制度の具体的な運用について検討を進め、ことし夏までにガイドラインを策定することにしています。(NHKb)

さらに OnLine 東洋経済「22 年度に廃止へ「教員免許更新制」の気になる行方 異論はないが、働き方改革とセットでの声多数」では次のような内容が掲載されている。

09 年 4 月 1 日以降に授与された教員免許状には 10 年間の有効期間があり、原則として有効期間満了日の 2 年 2 カ月から 2 カ月前までの 2 年間のうちに、大学などが開設する 30 時間以上の免許状更新講習を受講しなければならない(09 年 3 月 31 日以前に授与された旧免許状に有効期間はないが、生年月日によって割り振られた期限までに講習を受講しなければならない)。費用の約 3 万円は自己負担で、休日や夏休みなどを利用して受講する必要があることなどから、不満の声が絶えなかった。

「多忙な教員にとって 30 時間確保するのは負担が大きい」「ただでさえ勤務時間内に仕事を終わらせることができないのに、外部に研修に行くのは大変」「講習の内容が今の時代に合わない」「実践的ではなく現場で役立っていない」「教員免許制度そのものが複雑でわかりにくい」「弁護士も医師も免許は終身制なのに、なぜ教員だけが更新制なのか」など。学校現場の負担感に加えて、グローバル化や情報化の進展で目まぐるしく変化する社会との乖離も、制度導入から 10 年以上が経って目立ち始めていた。

さらに更新期限を忘れて失職する「うっかり失効」が相次いだり、休職中の教員が復帰する足かせになったり、定年間近の教員が更新のタイミングで早期退職したりするなど、学校現場の人手不足に拍車をか

ける要因にもなっていた。(OnLine 東洋経済)

2022年7月1日で更新制度が廃止となっても、教員自身で向上に務めなければならない。「講習の内容が今の時代に合わない」「実践的ではなく現場で役立っていない」との指摘は開講事業所での運営上の問題ではあるが、開講を申請する際の文科省への提出書類などでその内容についての記載をもっと求めるなどの方策があったようにも思える。筆者が注目したいのは「来年4月から新たな研修制度」とあるが、この研修を行うのはどこか、また教職課程を設置している大学に求めてくるのかということだ。

エピローグ

2009年度に開始された教員免許状更新制度は2022年7月に廃止された。教育基本法には教員として次のようなことを求めている。

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

「絶えず研究と修養に励み」とあるが、教員免許状更新講習のように強制的に行われる研修が是か非かは意見があろうが、本来は教員自身がこうした信念のもとに日々研鑽に務めなければならないはずだ。しかし、実際にはどうか？この「研究と修養」を妨げるものは「教員の多忙化」だけなのだろうか。それでも多忙化の中でも免許更新制度に応じて受講した教員も多くいることは法令的な強制とは言え、高い意識がある。少

なくても筆者が関わった講習ではそのように感じた。いずれにしても問題は必ずしも主体性を有しない教師に対する対応ということになりそうだ。

【キーワード】 教育行政、教員免許状更新制度、教材研究、教師の学び

引証資料

朝日新聞 digital (2021). 「教員の学び 研修の充実・管理を 免許更新制は廃止 中教審報告」 (<https://www.asahi.com/articles/ASPCH64R3PCHUTIL00D.html>)(2022年7月27日アクセス)

佐々木隆 a(2008). 「教員免許更新制度について」、『武蔵野教育研究』、第2巻第3号、武蔵野教育研究。

佐々木隆 b(2016). 『大学教育の行方』、武蔵野学院大学佐々木隆研究室。

佐々木隆 c(2016). 「教員免許更新講習と英語教材研究」、『武蔵野教育研究』、第3巻第2号、武蔵野教育研究。

佐々木隆 d(2022). 「選択講座 6 身近な英語で教材研究—文学・映画・アニメ」、『令和 3(2021)年度 教員免許状更新講習 講習録』武蔵野学院大学・武蔵野短期大学。

中央教育審議会 (2021). 「『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方 特別部会」 (<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000226922>) (2022年7月27日アクセス)

文部科学省 a. 「教員免許更新制」

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/)

(2022年6月20日アクセス)

文部科学省 b. 「教員免許更新制の概要」

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/1316077.htm)

(2022年6月20日アクセス)

文部科学省 c. 「3. 教員免許更新制の導入」

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryo/attach/1380451.htm)(2022年7月16日アクセス)

On Line 東洋経済 (2022). 「22年度に廃止へ『教員免許更新制』」

(<https://toyokeizai.net/articles/-/478609>)(2022年7月16日アクセス)

NHKA(2021). 「中教審「教員免許更新制」廃止求める “発展的な解消検討を”」 (<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211115/k10013348791000.html>) (2022年7月27日アクセス)

NHKb(2022). 「教員免許更新制を廃止 廃止期日は7月1日 改正法成立」 (<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/lastweek/82348.html>) (2022年7月27日アクセス)